



Title	ロシアの司法改革と検事監督制度の動揺 : 公判前手続における検察官の役割を契機として
Author(s)	上田, 寛
Citation	国際公共政策研究. 2002, 6(2), p. 81-101
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/5977
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ロシアの司法改革と検事監督制度の動揺
—公判前手続における検察官の役割を契機として—

Judicial Reform in Russia and the
Procuratorial Supervision

—From the Viewpoint of Procurator's Role in the Investigation—

上田 寛*

Kan UEDA*

Abstract

Under the Soviet regime prosecutors not only controlled activity of investigative organizations, but had the authority to supervise also about the rightness of court's application of law. Furthermore, generally, prosecutors supervised the legitimacy of acts of state organizations, government officials, social organizations and citizens also. That is to say, the Soviet Prosecutors were given the status of "the Guardian of Legitimacy". In the process of democratization after 1991, such the Procuratorial Supervision System was criticized strongly, and was pressed for reconsideration. However, such a procuratorial supervision system has a long tradition, and the abolition is a rather hard thing.

キーワード：ロシア、司法改革、捜査・取調べ、刑事訴訟法、検事監督制度

Keywords: Russia, Judicial reform, Criminal investigation and examination, Code of Criminal Procedure, Procuratorial Supervision System

* 立命館大学法学部 教授

目次

はしがき

- 1 問題の性格
- 2 ソビエト時代の公判前手続
- 3 検事監督制度
- 4 司法改革と検事監督制度の動揺
- 5 公判前手続における改革
- 6 検事監督制度の将来—むすびにかえて

は し が き

本年（2001年）10月は、かの8月の政治的熱狂の冷めやらぬ中で、ロシア共和国最高会議が「ロシア共和国における司法改革の構想」を承認し、「民主的法治国家としてロシア共和国が機能する上での必要条件」である司法改革に向けた一連の具体的な施策を打ち出した日の10周年にあたる。それを記念する多くの記事や論文が公表されたが、一様に指摘されるのは、斬新な司法改革に向けた構想を具体化する施策が多く、点で足踏みを続けている事実である。象徴的なのは検事監督制度をめぐる動きである。

旧社会主義体制の下での検事は、いわゆる「ソビエト型検察官」として、捜査・取調べにあたる諸機関の活動の法律適合性について直接の監督権限を持ち、起訴状の確認という手続きによってそれを最終的に承認し、また裁判の過程を通じて法律の解釈適用に誤りがないことを監督する立場にあった。捜査・取調べ諸機関の活動について欧米の多くの国々では、形態の多様性を含みつつも、基本的には令状主義という形で裁判所によるコントロールが予定されているのに対して、ソビエト型の公判前手続において捜査・取調べ機関の活動を監督するのは明確に検事であった。制度上、そこでの検事は単なる一方の当事者ではなかったのである。その機能は、ある意味においては、裁判官以上に司法官的であるとさえ言えるものであった。のみならず、検事による合法性の監督は裁判所の活動にとどまらず、一般的に国家機関や公務員、社会団体、市民の行為の合法性に対しても及ぶとされ、検事は「合法性の守護者」、最高の監督者という地位を与えられ、それに対応したきわめて強力な権限を有していた。そして、ソビエト国家における「社会主義的合法性」が同時に国家統治の原理であったことから、検察制度は常に国家と党に忠実な精鋭によって構成され、格段の権威を我が物としていたのである。

ゴルバチョフの指導下に推進されたペレストロイカの過程で、このような検事のありようは批判の対象とされ始めていたが、91年以降は、権威主義的な社会主義体制の象徴として強く批判され、各領域で進められる脱社会主義・非ソビエ化の中で「検事監督」制度もまた見

直しを迫られた。すでに93年のロシア連邦憲法は検察制度について一ヶ条を、しかも裁判所に関する章の中に置いたのみであり、「法治国」たる新生ロシアにおける法、自由と権利の保障者の地位に立つのは裁判所であることを宣言している。

同時にロシアの刑事手続き全体も、ソビエト型刑事手続きを特徴付けてきた職権的・後見人的なあり方を放棄し、本来の意味での当事者主義的な構造の正当性と必要性を承認し、その方向へ移行しようとしている。そこでの検事の権能は刑事手続きにおける一方当事者として、捜査の遂行、公訴提起、公判維持などを中心とするものへと縮減されようとしており、いまや検事監督制度からの離脱は確定的なものとなったかに思われた。

だが、刑事手続き法の領域での変化は緩慢である。検事の強力な監督権限を定める1961年の刑事訴訟法典はなお現行法であり、他分野でのこの間のめまぐるしい立法作業の展開にもかかわらず、その改正は遅れている。しかし、刑事手続きの在り様は市民の自由と権利に直結する性格のものであり、とりわけ、密行されることの多い公判前の諸手続きは人身の自由に深くかかわる以上、その改革には広範な関心が寄せられずにはおかない。

われわれは先に公判前手続における検事監督制度の変化を検討し、それが急速な衰滅の過程にあることを述べた（上田「検事監督制度からの離脱—ロシア連邦における公判前手続の改革—」立命館法学271/272号・上巻）。しかし、最近の状況、とりわけプーチン大統領の登場後のロシアの政治・社会状況の変化は、この問題にも顕著な変化をもたらしている。また新しい刑事訴訟法典がついに成立に向け動き出したとの情報もある。そのような変化をうけて、問題の経過をなぞるとともにその意味を再検討し、新たな考察を進めることが、本稿の課題である。

1 問題の性格

今日における刑事司法の改革のグランドデザインを描いた文書が、1991年10月の「司法改革の構想」であることは広く承認されている。ゾロトゥーヒン議員の指導の下に作られた専門家グループ（ヴィツイン、ラリン、ミハイロフスカヤ、マルシャコーヴァ、ナザロフ、パーシン、ペトルーヒン、ステツォフスキー）によって作成され、ロシア共和国最高会議により議決されたこの文書は、新生ロシアの直面する司法改革の諸課題のうち中心的なものは、司法機関を立法機関や行政権力から独立した権威ある国家機関として確立することにあるとしていた。同時にそこでは「司法改革の重要な方向」として一連の具体的課題が提起されており、その一つとして「身柄の保全その他の訴訟法上の強制処分合法性についての裁判所による監督を確立すること」が明記されていた。伝統的に検事監督の対象とされてきた領域

に裁判所によるコントロールを導入することによって、より有効な公判前段階での被疑者・被告人の自由と権利の保障を図るとともに、はっきりと検事監督制度への消極的な評価を突きつけたのである。

その後には始まった嵐の時代、「構想」に沿って多くの立法作業が急速に進められ、「法治国」ロシアの基盤が着実に整備された¹⁾。司法の顔としての裁判所についても、陪審制の拡大は進まなかったものの、仲裁裁判所や治安判事制の導入、裁判官の独立を強化した「裁判官の地位に関する法律」の施行などにもなって裁判所の権威の上昇が見られた²⁾。そのように司法領域での改革と正常化が曲がりなりにも進む中であって、ロシア共和国刑訴法典(УПК РФ)の改正問題はなお膠着したままであり、実体法と比較しても刑事手続法の領域での遅れが目立つこととなっている。

刑事訴訟法典の改正草案は、司法省と大統領府のそれぞれに作られた起草委員会が並行して進め、1997年春に下院の立法および司法改革委員会が第一読会に提案したのは前者の手になる草案であった³⁾。この草案は、その理由書によれば、訴追側と弁護側という両当事者の概念を新たに刑事訴訟に導入し、また訴訟参加者の権利を拡大した。とりわけ、被害者の権利を尊重し、捜査機関による事件の不開始・不起訴、訴追側による事件の取下げなどに被害者が異議を申し立てるときには、一定の条件の下に私人による訴追と公判維持を認めている。被疑者・被告人の身柄保全など強制処分の種類や執行手続きについては、現行法との大きな差異はなかった。刑事裁判所の構成として、新たに単独の職業裁判官による裁判を認めた(5年以下の自由剥奪刑を上限とする比較的軽微な犯罪について⁴⁾)。

この草案は、しかし、批判されるころによれば、糾問主義的な手続構造を色濃く残し、憲法の規定する当事者主義と両当事者の平等の原則を十分に実現していなかった。公判前の身柄拘束の期間がきわめて長く、捜査・予審活動に対する裁判所の監督も不十分で、無罪の証明責任は事実上被告人に課せられていた。また陪審裁判の対象となる事件種類は大きく制限され、とりわけ賄賂や職権濫用といった公務員の犯罪がそこから除外されていた。当然に

- 1) この間の司法制度にかかわる主要な立法として以下のものがある。検察庁法(92年1月)、仲裁手続法典(92年3月)、裁判官の地位に関する法律(92年6月)、国家保安機関に関する法律(92年7月)、公証人役場法(93年2月)、憲法裁判所法(94年7月)、裁判官ならびに法秩序維持機関および監督機関の公務員の国家的保護に関する法律(95年4月)、仲裁裁判所法(95年4月)、仲裁手続法典(95年5月)、裁判官の地位に関する法律改正法(95年6月)、被疑者・被告人の拘禁に関する法律(95年7月)、捜査活動に関する法律(95年7月)、刑法典(96年6月)、ロシア連邦の裁判制度に関する憲法的法律(96年12月)、刑事執行法典(97年1月)、執達吏に関する法律(97年7月)、執行手続に関する法律(97年7月)、ロシア連邦における治安判事に関する法律(98年12月)、検察庁法改正法(99年2月)、ロシア連邦の軍事裁判所に関する憲法的法律(99年6月)。
- 2) この法律は95年6月に修正され、裁判官の選挙制から任命制へと大きく変化した。地区(市)人民裁判所裁判官は最初に任命される時のみ3年の任期がつけられ、再任後には終身制とされた。また苦しい財政事情の中でも、昨年から裁判官と裁判所職員に遅れることなく賃金が支払われるようになった。「Российская юстиция», 2000, No. 3, стр. 2.
- 3) 司法省において草案作成に参加したのは、司法省の С.В. Ромазин を責任者として、学者としては В.П. Кашепов, П.А. Лупинская, ВьюМюСавицкий などであり、検察庁、内務省などのメンバーも加わったとされる。
- 4) «Российская юстиция», 1997, No. 8, стр. 16.

これらの点は民主的諸潮流の批判するところとなった⁵⁾。97年7月、草案を審議した下院本会議では、草案のいくつかの規定をめぐる議論があった後、大統領代理ア・コテンコフより草案の抱える「政治的」な問題点が強く指摘された。それは、すでに前年の2月に開催された独立国家共同体(CIS)の議会間協議会総会において、エリツィン大統領のイニシアティブの下に「モデル刑事訴訟法典」が採択されており、それは大統領府に設けられた起草委員会の手になる刑事訴訟法典草案に基づくものであったことである。このままでは、独立国家共同体の諸国にモデル法典を提示しながら、提唱者のロシアが別の草案に基づく刑事訴訟法典を持つことになってしまいかねない。そこから、コテンコフは両草案の妥協・調整の作業を要請し、これを受けて下院は、第2読会までに草案をなお検討し、「モデル刑事訴訟法典」に近づける方向での作業を行うことを決定した⁶⁾。

この経過に見られるように、刑事訴訟法典の改正問題は大統領と議会との、また後者内部での各派の政治的思惑の入り乱れる政治的対立抗争の具となり、今もその帰趨を見定めることができない状態にある。2年間に及ぶ「妥協・調整作業」を経て99年7月にロシア下院の第2読会に提出された草案の審議は進んでいない。この背景にあるのは、もちろん直接にはプーチン大統領の登場前後の政治的な状況の慌しさであろうが、間接的には、なお深刻な状態の続く犯罪情勢を背景として、刑事手続の領域での大幅な「民主化と人道化」へのためらいが多く、市民に根深く、それを反映して立法機関もまた立法化に向けた手順をきわめて緩慢に進めているということに他ならない⁷⁾。

今ひとつの改革抑制要因は、刑事手続にも大きく関係する検事監督制度の改革をめぐる状況であるが、それについてはまず、問題の歴史をふり返らなければならない。

2 ソビエト時代の公判前手続

刑事手続の分野においてとりわけ深刻な状況にあるのは、公判前手続の改革にかかわる問題である。

1991年のソ連邦崩壊まで、したがってロシアのソビエト時代の刑事手続きを規制していた基本法は、1960年施行のロシア共和国刑事訴訟法典であった。前述のとおり、この法典がな

5) 司法省草案についての批判は、たとえば、см. <http://www.fiper.ru/spr/chapter-2-6.html>, «Российская юстиция», 1997, No. 8, стр. 16. 草案については1998年4月のロシア連邦裁判官協議会総会でも審議され、全体として否定的な評価を受けた。総会はまた、軽微事件や重大でない事件についての簡略手続きを導入すること、有罪答弁と司法取引の制度を採用すること、陪審裁判の活動領域の拡大などの具体的な提案を決議したと報じられている。см. «Российская юстиция», 1998, No. 6, стр. 4.

6) «Российская юстиция», 1997, No. 8, стр. 17.

7) いまひとつの理由は、刑法典などの場合とは異なり、刑事訴訟法典の改正問題は複雑で、単に公開制と民主化・人道化の原則を唱えるだけでは何事も解決しないという事情そのものにあるようである。議員諸氏は自らの手に余る仕事に戻らない方が得策と心得ているのだ、と皮肉られている。см. «Юридический вестник», 2000, No. 9, стр. 5.

おロシア連邦の現行法であるが、91年末以降の多くの修正を経て、またそれを補足する一連の法令の登場によって、すでに実質的には刑事手続きの非ソビエト化は相当に進んでいる。

ここでは、以下での問題の検討の前提として、ソビエト時代の公判前手続きがどのような構造をとっていたかを簡単に見ておくこととする⁸⁾。

(1) 公判前手続

ソビエト時代も今日もロシアの公判前手続きは、狭義の捜査と予審を併せ含むものであるが、将来の公判手続きを予定して、被疑者の犯罪活動を阻止し、すべての意味ある証拠を収集し、被疑者の身柄を保全するといった、捜査・予審機関の目的志向的な活動をその内容をなしている。

法が捜査機関として予定しているのは、民警（警察）、かつての国家保安委員会（КГБ）・今日の連邦保安局、税務機関などであるが、これらは犯罪を予防・摘発し、それを実行した者を追及し、証拠を集め、検証を行い、必要な結果発生防止の措置をとる。一定の要件が備わっている場合には犯罪の容疑ある者を逮捕することができ、必要に応じてその者の身柄保全の処分を講じることができる。捜査機関は緊急に必要とされる捜査活動を行い、「手続開始の決定」より10昼夜以内に事件を予審官に送致しなければならない。ただし、法律に定められた種類の軽微な事件については予審は必要でなく、起訴前の全手続を捜査機関が行う。刑事事件全体の20%弱を占めるとされるこのような場合、捜査は手続開始の決定より1ヶ月（検事の承認あればさらに1ヶ月）以内に、起訴状の作成をも含め終了せねばならないとされていた。

以上のように、ソビエト＝ロシア法における捜査とは、手続開始決定にはじまり起訴状の作成に終わる手続段階である。ここで特徴的な「手続開始決定」とは、市民・社会団体からの届出、犯罪者の自首、自らの活動による発見などに基づいて、犯罪を徴表する十分な資料が存在すると考える場合に捜査機関、予審官、検事または裁判官が行う決定であり、刑事手続きの起点とされている。これを独立の手続段階として構成し、その決定の時をいくつかの期間（例えば予審の期間）の起算点とすることは、捜査に責任を持つ機関を明確にし、そこにおける合法性の確保に役立つであろうと考えられる。

一方、ソビエト時代に完成した刑事訴訟法上の予審制度は、いわゆる「改革された刑事訴訟法」以来の、伝統的な予審制度とは異なり、むしろ取調べ制度の一種と理解されよう。歴史的には、帝政時代、1864年の司法改革により導入されたものであるが、当初は、比較的重大な刑事事件につき検事の監督下に予審判事によって予審が行われるとされたものである。

8) ソ連邦をはじめとする社会主義諸国の公判前手続きについては、参照、上田「社会主義諸国における被疑者取調べ」（『総合研究 被疑者取調べ』（日本評論社・1991年）所収）。

が、ロシア革命後の1922年に復活した検察制度の下で、予審官は検察庁に属することとされ、その後30年代に入って、捜査のみで予審を行わない事件の範囲が拡大されるとともに、内務機関に予審官を置く制度が導入された。1960年公布の現行刑事訴訟法典は、逆に予審に付される事件の範囲を拡大した上で、内務機関等にも予審官を置く制度を継承した。その結果、予審機関は、検事局、内務機関および国家保安機関のそれぞれ予審官となり、各自の事件管轄に従い、最も危険な諸犯罪（殺人、強姦、公務員犯罪など）は検事局の予審官、国家犯罪については国家保安機関の予審官、その他の一般犯罪（窃盗、傷害、麻薬犯罪など）については内務機関（主要には民警機関）の予審官が担当することとされたのである。

予審官は刑訴法典の規定に従って、証拠資料の押収、捜索、被害者・証人の尋問、容疑者の身柄保全処分など、犯罪の解明に必要なすべてのことを行なう。この過程において相当の理由が存在すると判断されれば、予審官は被疑者を被告人とすることの決定（告発提起の決定）を行い、被疑者に通告する。その際に、併せて被告人としての諸権利をも告知しなければならない。予審官は必要に応じて被告人に対する取調べを継続し、予審が十分になされたと判断されれば、手続を終結する。終結の形態には、起訴状の作成、事件の廃止、強制治療処分の適用のための裁判所送致、の3種がありうる。作成された起訴状は検事に送致されるが、この段階までの手続は刑事手続開始決定の時から原則として2ヵ月以内に終了せねばならない、とされている。

捜査・予審機関が行う具体的な捜査活動の中心をなすのは、物的証拠資料の収集および保全とともに、被疑者・被告人の身柄の保全とその取調べである。後者には「不移動の誓約」（刑訴法典93条）、「私的な身元引受」（同94条）、「社会団体による身元引受」（同95条）、「保釈金」（同99条）などもあるが、とりわけ逮捕や勾留といった、直接的に行動の自由を制約する処分が最も厳しい保全処分とされている。

（2）逮捕（刑訴法典122条）

ソビエト＝ロシアの刑事手続において被疑者を逮捕するための要件は、被疑者が刑法典において自由剝奪以上の刑罰が規定されている犯罪を実行したと疑うに足る資料が存在すること以外に、（1）その者が犯罪の実行の際またはその直後に拘束されたこと、（2）被害者を含め目撃者が彼を犯人であると指摘すること、（3）彼の身体、衣服、住居または周辺に明らかな犯罪の痕跡がみとめられること、のうちいずれか一つが存在することである。それら以外の、被疑者が犯罪を実行したと疑われるに十分な証拠がある場合には、彼が逃走を企てた時、定まった居所を持たない時もしくはその身元が明らかでない時にかぎって、逮捕されうる。

ところで、ソビエト刑訴法上、逮捕の決定は捜査・予審機関自らが行なうこととされてきた。被疑者を逮捕した場合、捜査機関は逮捕の理由と根拠を示した報告書を作成し、24時間

以内にその事案を検事に報告しなければならず、この報告を受けた時から48時間以内に、検事は、被疑者の拘禁に承認を与えるか彼を釈放するかをしなくてはならない。この判断に際して検事は、捜査機関の報告書を検討し、必要な場合には被疑者を直接に尋問するよう求められていた。また、逮捕された者は、逮捕の時から72時間以内に勾留手続がとられない場合には、釈放される。勾留される場合にも、被疑者の身柄保全はソビエト刑訴法上例外的な処分とされていたため、逮捕されてからの拘禁は10日を超えて継続することはできず、この期間内に被告人とすることの決定がなされなくてはならなかった。さもなくば、被疑者の勾留は消滅するのである。

以上のようにソビエト法は逮捕手続に令状主義を採らず、この手続への裁判所の関与を求めてはいなかった。この点がかつての社会主義国すべてに共通であった。

(3) 身柄保全処分としての勾留（刑訴法典96条）

逮捕の場合とは異なり、被疑者（被告人）を勾留する手続には、あらかじめ検事の許可または決定が存在することが必要である。ソビエト各共和国の刑訴法規によれば、捜査機関および予審官の勾留決定はあらかじめ検事の承認を得ることが必要であり、この承認を与えるに際して検事は、勾留の必要性を裏付ける資料を検討し、必要な場合には直接に被疑者（被告人）を尋問しなければならない、とされていた。

捜査・予審にともなう勾留は2ヵ月を超えないのが原則であった。この期間は勾留決定の写しが被疑者（被告人）に交付された時から起算されるが、勾留に先立って逮捕されていた時には、現実には身体の拘束が開始した時点から算定される。この期間は、事件が複雑でそれが必要な場合、自治共和国検事、州検事、地方、自治州および民族管区検事により3ヵ月まで、共和国検事により6ヵ月まで延長されることが可能であり、例外的な場合にはソ連邦検事総長によりさらに3ヵ月以内の延長がありうる—したがって、勾留期間として認められるのは最大限9ヵ月とされていたのである。

(4) 取調べと被疑者・被告人の防禦権

逮捕または勾留された被疑者は、ロシア共和国刑訴法典によれば、24時間以内に取調べを受けると定められているが、それに先立って彼は、自分がいかなる犯罪の嫌疑を受けているのかを説明される権利を持っている。また、彼は供述を行うことの拒絶もしくは回避や虚偽の供述について、刑事責任を追及されないとされていた。供述は義務ではなく、権利である。また被疑者は請願を行なう権利、捜査員や予審官の処分に対し不服を申し立て、あるいは彼らを忌避する権利を有していた。

取調べを含む捜査の期間中に弁護人を持つ権利の構成については、未成年者および身体的・

精神的障害のために自ら弁護権を行使できぬ者の事件あるいは検事が特に承認する場合に、弁護人が告発提起（被告人とすることの通告）の時点から刑事手続に参加することができることを例外として、原則的には、弁護人の手続参加は被告人に対して予審の終結が伝えられ、事件の全資料が開示された時点から認められていた。法はこれを具体的に、予審終結時に予審官のとるべき手続として、被告人が弁護人を持つことを欲するか否かを明らかにし、その現実の参加を保障しなくてはならない、と規定していた。しかし、狭義の捜査に弁護人が参加することは全く予定されていなかったため、予審が行なわれない事件については、弁護人の事件参加は裁判所への事件送致の段階からとなる。弁護人の参加の時期がこのように定められていたのは、予審手続の迅速・完全な実施という要請と被告人の利益保護との妥協点としてに他ならない。

最後に、被疑者・被告人の防禦活動が実効的なものとして行なわれうるか否かをはかる一つのメルクマールとして、刑訴法典における「無罪の推定」原則の取扱いがあるが、ソビエト各共和国の刑訴法典は長らくそれにつき規定していなかった。1978年のソ連邦最高裁判所決定がこの原則を承認した後、やっと89年に至ってソ連邦裁判所構成立法の基礎に「無罪の推定」という語は明記されたのである。

3 検事監督制度

法規上、被疑者・被告人にいかん防禦権が与えられていようとも、非公開下に行なわれる取調べにおいて彼らの諸権利が護られ、厳格に法規定を遵守しての取調べが行なわれることはなお困難である。ここから、取調べにあたる捜査・予審機関の活動を何らかの形でコントロールすることが、さまざまに目指されることとなる。

ソ連邦において捜査・予審機関の活動を監督する地位にあったのは、誰よりも検事である。法律によれば検事は、捜査・予審機関の法律遵守一般を監督することとともに、次のことを義務づけられていた。犯罪のすべてを摘発し、一人の犯罪者も刑事責任をまぬがれることなく、また逆に一人の市民も不法にもしくは根柢なく刑事責任その他の責任に問われることのないように、注視すること。そして、誰であれ、裁判所の決定もしくは検事の承認なしには拘禁されることのないように監督すること（ソ連邦検察庁法28条）。

そして、この義務を果たすための検事の活動が、事件開始、逮捕、勾留、被疑者・被告人の取調べ、公訴提起決定、起訴状の点検、といった各段階について予定されていた。捜査・予審機関に対する検事の指示は、これら機関を拘束する。さらに、捜査・予審手続に対する検事の最終的な監督は、起訴状の検討によって確保される。すなわち、捜査機関もしくは予審官により作成された起訴状を添えて送致された事件について、検事は5日以内に裁判所送

致またはその他の処置を決定しなくてはならないが、その際に検事には捜査・予審の適正さについての全面的な審査が要求されており、ある場合には事件を廃止することも、捜査・予審を別の担当者により再度行わせることも、できたのである。

以上のことに加えて、ソビエト時代以来、検察官はより一般的な「社会主義的合法性」の守護者たる地位を与えられていた。明確に、1977年のソ連邦憲法によって検察庁は法律の正確、かつ統一的な執行に対する「最高監督」を行う機関とされていた。そこでは検事は、法廷において訴追官の役割を演じるばかりでなく、地方の権力機関（共産等を除き）、その職員、団体、企業の活動に対する監督の権限を付与されていた。「一般監督」と呼ばれるこれこそ、ソビエト型検察官を特異なものとしていた制度である。検察官は閣僚会議はじめすべての行政機関、公務員、社会团体および個人の活動を点検・検査し、法違反を発見した場合には、これに対して異議申し立て（protest）を行い、法違反を是正・除去させるものとされていた。検察官のこの一般監督の権限は、当然に、裁判所にも及ぶとされていたのである。

このような制度の歴史的な淵源は、ピョートル一世がスエーデンやプロイセンの制度をモデルに1711年に導入した秘密調査官たる“フィスカル”制度を見直し、1722年に検察庁を設けた時点に遡ることができる。当初、検察官は、「ツアーリの眼」として地方機関や中央の行政機関を監督する機関であったが、1802年以降は司法大臣が検事総長を兼ねることとなり、西欧諸国を強く意識した1864年の司法改革によって検察官は純然たる訴追機関に改組された。その後、検察制度は、1917年の革命において帝政ロシアの司法制度全体とともに廃止され、5年後に復活するという経過をたどった。その際に重要なことは、復活した制度が、1864年の改革以降の制度ではなく、ピョートル一世の下での絶対主義時代の制度であったことである。1922年当時、ソビエト政権は地方権力による中央の指示からの逸脱に悩まされており、検事監督制度を復活させたのも、こうした地方権力の統制の手段としてかつての検察制度が評価されたからに他ならない。22年の検事監督規程によれば、検察機構は司法大臣である共和国検事を頂として中央集権的に組織され、その任務は、〈1〉国家機関、社会团体、個人の活動の合法性を国家の名において監督すること、〈2〉捜査・予審機関および国家政治警察の活動を直接に監督すること、〈3〉裁判所において訴追を行うこと、および〈4〉被拘禁者の収容の適正さを監督することとされ、すでにこの段階でソビエト型検察官システムの原型が定式化されていた。

法律に違反する行為に対する検察官の異議申し立ては、それ自体相手方の機関や団体を拘束するものではなかったが、一定期間内にその採否を検討して回答することが義務付けられており、それが拒否されても、検察官はさらに当該国家機関や社会团体の上級機関に異議申し立てを行い、また法違反についての刑事責任・行政責任を追及して訴追できたので、この検察官の異議申し立ての効果は絶大であった。このような制度は行政訴訟に代わる迅速な救

済手段として機能しうるものであり、現にソビエト時代も今日も、違法な行政行為によって権利を侵害された市民の訴願は主として検察官に向けられ、それに基づく検察官の異議申し立てが相当の実効性を発揮していると報告されている⁹⁾。

4 司法改革と検事監督制度の動揺

91年末のソ連邦の崩壊とともに急激な非ソビエト化の諸施策が推進される中であって、司法制度にかかわっても多くの立法作業が進められた¹⁰⁾。たしかに、それらの多くは既にゴルバチョフ政権下において議論が開始され、88年の第19回ソ連邦共産党全連邦協議会の決議「法改革について」に基づき一部は既に具体化に着手されていたものである（たとえば陪審制の導入¹¹⁾、裁判官の地位の引き上げと独立性の強化、憲法裁判所の創設など）。しかし同時に、それらが具体化されるには政治的諸条件が整っていなかったことも明らかである。

上記の第19回協議会以降に始まった、憲法裁判所の創設に関する議論は、90年12月のロシア共和国憲法の一部改正によってその設置が実現することとなり、91年10月に第5回人民代議員大会で裁判官が選出されて活動を開始した¹²⁾。これは権力の統合を組織原理とするソビエト国家にとって、まさに根底的な変化であり、その終焉を象徴する事件であった。と同時に、憲法裁判所の誕生はそれに引き続く「司法改革」の実施の経路を照らし、その成功を保証するものとなった。そしてそのことは、検事監督制度の将来に関わる重要な問題を提起するものであった。—今や憲法裁判所以下の裁判所システムが法治国家の実現の担い手とされるのであれば、これまで合法性の守護者をもって任じてきた検察システムはどうなるのか。これまで、犯罪の捜査、公訴の維持、合法性の監督といった広範な機能を併せ持ってきた検察庁をどのような方向へ改組すべきなのか。

この時期、ソ連邦の解体によって検察組織はかつてない混乱を経験した。ソビエト時代の検察組織はソ連邦検事総長を頂とする連邦を通じて単一の機構を持っていたため、連邦の解

9) たとえば2000年には、自己の権利の保護を求めて100万人以上のロシア市民が検察官に訴願をおこない、その77%が解決したとされる。См. Ефремова/Андрянов, Российское общество: Мнение о прокуратуре и законности, «Законопность», 2001, No. 9, стр. 4.

10) 1991年以降のロシアの非ソビエト化の過程における各領域での法改革については、参照、藤田・杉浦編・体制転換期ロシアの法改革（法律文化社・1998年）。

11) 当時、「法治国家」をめざす上で伝統的な参審制に陪審制の要素を加味することが必要だとする意見はまず新聞紙上に見られたが（たとえば弁護士A・モーヴェの発言（『プラウダ』88年3月14日）や科学アカデミー国家と法研究所のA・ヤーコヴレフの発言（『文学新聞』（88年6月8日）など）、次いで公式的には、88年7月のソ連邦共産党第19回全連邦協議会の「司法改革に関する」決議で、複雑な犯罪事件については人民参審員の数を増やすことが妥当であるとされた。その際、そのような改革の必要性については、現状の人民参審員が積極的な役割を果たさず、法廷の飾り物になっていること、当事者主義のいっそうの推進が必要であること、それによって裁判所の独立性と権威とを高め、真の「法治国家」を実現すること、に求められていた。これを受けて、1989年11月に全面改正された裁判所構成法の基礎では、すでに、陪審制（「拡大参審員会」）実施の可能性が承認されていた。参照、上田「ロシアにおける陪審裁判の復活」庭山英雄先生古稀祝賀記念論文集（現代人文社1999年）所収。

12) 参照、杉浦一孝「ロシア連邦における司法改革と『司法権の独立』概念の承認」名大法政論集149号445頁以下。

体はその法的な基礎ならびに物的な基礎を失わせることとなった。当初、かつての連邦構成共和国の一部によって独立国家共同体が形成されるとともに、一方ではそれを構成する各国に検察機構が組織され、また他方で独立国家共同体の検事総長が置かれるという事態も生じたが、これは長続きしなかった。結局、91年11月にはロシア共和国最高会議が「ロシア共和国の統一的検察組織の形成について」の決定を行い、ロシア共和国国内にあるソ連邦検察庁の機構を基礎に、ロシア共和国検察庁を組織し、すでに同年2月に人民代議員大会によって検事総長に任じられていた39歳のステパンコフを引き続きその長として承認した¹³⁾。

91年10月21日の日付けを持つ「ロシア共和国の司法改革の構想」は25,000語に及ぶ長大な文書であるが、冒頭で、「わが祖国が文明世界の胸に再び抱かれる以上は、政治的ないし経済的な再編とならんで、法的な改革プロセスを推し進めることもまた要求される」と述べ、ロシアを「全体主義的体制の手中にある強制の用具」である国家から「法治国家」へと転化させることが焦眉の課題であるとしていた¹⁴⁾。

この文書はその後の司法改革の動きに大きな影響を与え、それだけに保守的な論者からは厳しい非難が浴びせられてきたものである。それは91年の激動期に少人数のグループによって秘密裡に作られ、事実上討論抜きでロシア共和国最高会議により採択されたものに他ならない、と非難される。しかし、たとえば検事監督制度をめぐることは、すでにペレストロイカ期に、一般監督廃止論は検察内部でも有力化しており、90年末に人民代議員大会で演説したソ連邦検事総長は、検察官をその多くの「非本来的な活動」から解放する必要性を指摘し、一般監督の範囲の縮小を示唆していた¹⁵⁾。すなわち、検察官の基本的な任務を、国家の名において公訴権を行使することであるとし、検察官を一般監督等を行う機関から刑事手続を中心とする機関に転換させるべきだとしていたのである。このような主張は相当に広範に広がっていた¹⁶⁾。

「構想」は検事の一般監督について具体的に、行政機関や社会団体、企業等の調査あるいはそれらの活動への介入が、明白な法違反の徴表や保護すべき社会的利益の存在する時に限られるべきであり、また検事の異議申し立ての差し止め効は廃止し、市民・公務員を調査のため召喚する権限を大きく縮小するべきである、などと述べていた。

13) この経過につき、cf. <http://tema.ntv.ru/spravka/12jan2001/117.html> (01 Dec. 2001)。

14) «КОНЦЕПЦИЯ СУДЕБНОЙ РЕФОРМЫ В РСФСР. Концепция Верховный Совет РСФСР 21.10.91»

15) См. «Соц. Законность», No. 2, стр. 4.

16) 影響力ある学者として一般監督制度を根本的に批判したのは、サウイツキーであった。検事監督の理論の第一人者として彼は、1991年段階で、ソ連邦の検察制度がいまや国家行政の領域においても、犯罪との闘争の領域においても、どのような積極的な役割も果たしていないと指摘した。ソビエト検事監督制度が作られた1922年とは決定的に状況が変化した今日の段階においては、そのような超越的な権力を有する機関の監督制度はもはや必要がない。刑事手続における検事の役割は存続しなければならないであろうが、一般監督の分野は、根本的な変革が必要である。一般的には、それには存在の理由がない。もし一般監督を存続する必要があるとすれば、それは市民の権利と利益を保護する分野のみである。Савицкий В.М., Кризис прокурорского надзора, «Соц. Законность», 1991, No. 1, стр. 31-32.

翌1992年に制定された「ロシア連邦検察庁法」は検事監督の対象と限界を定めていたが、そこには、ロシア連邦における法律の履行に対する監督が含められ、検事は法律違反を除去するための措置をとることが認められ、そして同時に、犯罪を実行した者に対する訴追の任にあたるものとされていた。彼には、行政機関、社会団体、企業、公務員による法律の履行とそれらの行為の合法性に対する監督の権限が認められたわけであり、つまりは一般監督制度は維持されたのである。もっとも、従来の一般監督には一定の制約が課され、検事は職権にもとづいて各機関等を査察し、法律の履行を監督するのではなく、市民の告発をまって行動するものとされたが、しかし、監督の対象については限定はみられなかった。

このような新検察庁法の妥協的な対応とは対蹠的に、翌1993年に制定されたロシア連邦憲法は、検事監督に対する明らかに否定的な立場から出発した。新憲法は、検察制度に関してはただ1ヶ条だけの規定を、しかも裁判所に関する章の中に置いたのである。

いうまでもなく、検察庁を国家システムの中でどこに位置づけるかは、検察官の役割をどのように定めるかに密接に関連する。検事の機能を主に刑事手続に見いだす場合には、これを端的に司法機関の一部とし、組織的には裁判所ないしは司法省に属せしめることとなろう。それに対して、検察機構を、国家権力の最高機関の名において法律の履行を監督すること、およびその組織が厳格に中央集権化されていることの二点において、特別の国家機関であるとする立場もありうる。これは検察官を合法性の守護者と位置づけ、立法、行政、司法と並ぶ第4権とするソビエト時代以来の伝統的な見解である。この問題について93年憲法は、検事監督を裁判権に含めたのであるが、組織的にはその独立性と中央集権制を認めていた(129条参照)。すなわち、憲法は検察庁の具体的な機能については解決を法律に委ね、組織形態については、従来のとおり独立の機関としたのである。その意味において、解決はなお中途半端なものであり、問題は先送りされたのである。そして当時の政治的な舞台においては、対立する大統領と議会の間で、検事総長は概して議会の側に立ち、大統領の超法規的な行動と政治的圧力に抵抗する姿勢を維持したが、その結果としてこの時期の検事総長は短期間で交代を余儀なくされている¹⁷⁾。

憲法の制定を契機として、また上記のような政治過程を背景として、旧憲法下で制定された92年検察庁法の改正が日程に上り、検事監督をめぐる議論が再開された。しかし、その方向はむしろ憲法の対応とは逆に、一般監督制度の維持・擁護という性格が色濃いものであった。

ここには社会主義体制崩壊後の法秩序の解体状況に直面しての危機感が反映していると見るべきであろう。記録された犯罪件数は1990年から1995年の間に(警察力の低下による認知・検挙件数の減少にもかかわらず)50%増加したが、こうした社会主義体制崩壊後の法秩序の

17) 参照、森下敏男・現代ロシア憲法体制の展開(信山社2001年)228頁以下。

解体が一般監督制度維持の強力な論拠となったことは否定できない。このことを明確に述べているのは、ある検事の、「われわれが強力な検事を支持する論拠は、現在の合法性の危機的状況と社会の危険な犯罪化の条件のもとで、その監督機能を縮小することが危険であるだけでなく、有害であるということにある」、との言葉である¹⁸⁾。94年1月に持たれたラウンドテーブル・ディスカッション「法治国の形成と検察官の機能」でも、多くの論者が検察機構の弱体化と一般監督制度の廃止を、少なくとも、時期尚早であるとしていた¹⁹⁾。

その成立の経過の詳細は省くが、1995年の改正検察庁法では、結局、一般監督制度は維持された。法律第1条では、検察庁は「ロシア連邦全域において施行されている法律の執行に対しロシア連邦の名において監督を行う機関の、単一の、連邦全体で中央集権化された組織」であり、また「連邦の法律により定められたその他の機能も遂行する」、とされたのである。さらに、1995年法は具体的に、連邦の構成主体の省庁から、地方行政機関、公務員に至るまでの法律の執行に対する監督の他、連邦の省庁以下「営利組織、非営利組織の管理機関や指導部」に至るまでによる市民の権利と自由の尊重に対する監督などを検察庁の任務として数え上げている。憲法の対応にもかかわらず、今や一般監督は完全に復権を遂げたかのようにある。97年と99年の二次にわたる重要な改正を経て、この傾向はますます強まった。

しかし、このような検事監督制度のありように対しては、国内のみならず国外からもいくつかの批判が存在することが指摘されなくてはならない。問題は、たとえば、ロシアがヨーロッパ審議会に加入するにあたって、1996年1月その議員総会がロシアに対し、「ヨーロッパ審議会の基準に適合する新たな、検察制度の役割、活動および組織に関する法律が制定することが期待される」旨の決議をおこなったことに端的に示されている。加入後の義務履行状況について調査した審議会の委員会報告（98年6月）では、きわめて具体的に、約束された検察制度の改革が全く進んでいないことを指摘し、批判している。だがそれと同時に、重要なのは、報告もまた、「ロシア連邦ではさまざまな制度の創設の過程がなお継続しているという事情を考慮すれば、検察庁から行政機関に対する監督の機能を奪うことは、いまだ時期尚早であるやも知れない」、と認めたことである²⁰⁾。

後に述べるプーチン大統領の姿勢もあって、もはや検事監督制度の改革はない、との観測が強まっている。99年改正後の検察庁法第1条が検事の一般監督権限を明記し、むしろ憲法の監督にまで引き上げたことから、憲法改正を要求する声さえ上げられているのである²¹⁾。

18) «Госуд. и право», 1994, No. 5, стр. 27.

19) Становление правового государства в Российской Федерации и функции прокуратуры, «Госуд. и право», 1994, No. 5, стр. 3-34. しかし、このラウンドテーブル・ディスカッション自体、ロシア科学アカデミー国家と法研究所の『国家と法』誌編集部が検察庁の研究所および『合法性』誌と共同で開催したものであるところから、その論調が検事監督制度の拡大強化となることは当然に予想されたところである。

20) ヨーロッパ審議会加盟国の義務遵守に関する委員会の報告第8127号(98年6月2日)第30項。Cf. <http://www.hrighs.ru/hrighs/text/b10/Chapter1.htm> (Nov. 01 2001).

21) Рохлин/Стуганов, Прокурорский надзор в Российской Федерации: проблемы и перспективы, «Правоведение»,

5 公判前手続における改革

非ソビエト化にむけられた洪水のような立法作業のうち、刑事手続きにかかわる主要な点は以下のとおりである。

まず、92年6月に「ロシア連邦における裁判官の地位について」の法律が公布されたが、この法律によりロシア史上初めて、「司法権は独立であり、立法権および行政権からは独立して作用する」ことが宣言された。この点は翌1993年のロシア連邦憲法10条および11条において確認されたことである。この法律はまた裁判官の任期制を廃止し、原則として終身制とすることによって、裁判官の地位を格段に引き上げた（既述）。

次いで93年7月16日、ロシア連邦最高会議は、陪審裁判を可能にする裁判所構成法の改正と陪審制による刑事手続きに関する第10編を追加するなどの刑事訴訟法典の改正を決定した。ただし、同法の施行に関する最高会議決定によれば、刑事訴訟法典の改正部分の施行は連邦の一部地域に限定して認められている。つまり、陪審裁判は93年11月1日からサラトフ州、リャザン州、モスクワ州、イワノフ州、スタヴロポリ地方で、そして翌94年1月1日からは、ウリヤノフ州、ロストフ州、アルタイ地方、クラスノダル地方、合計9地域で先行的に実施されることとされ、残余の80地域についての陪審制導入の予定については決定は何も述べていなかった。時間的にはそれに後れたが、93年12月にはロシア連邦憲法が成立し、その32条5項が「ロシア連邦の市民は司法作用に参加する権利を有する」と規定するとともに、123条第4項が「連邦の法律により規定された場合には、裁判手続は陪審員の参加を得て実施される」と、明確に陪審制の採用を確認したのであるが、先のような地域限定とこの規定との整合性は明らかでない。

96年の「裁判システムに関する」法律はさらに、司法権の内容と国家権力のシステムにおけるその位置について定式化している²²⁾。同法第1条は司法権の担い手を、裁判官および、法律に定められた手続きにより裁判に参加する、陪審員、人民参審員および仲裁委員により構成される裁判所だけに限定し、それ以外のいかなる機関も人も司法権を行使することはできないと宣言した。司法権が独立であることの再確認であるが、かつてのソビエト時代における行政機関の裁判への介入の事例や国家権力の分立を拒否するソビエト制の下での裁判所の位置を想起するとき、その重要な意義については多言を要しないであろう。

そして、エリツィン政権が志向した「法治国ロシア」において市民の権利と自由の保障者として予定されたのは、ソビエト時代における検察システムに代わって、このように強化さ

2000, No. 5, стр. 158.

22) СЗ РФ, 1997, No. 1, стр. 158.

れた司法権であった。「各人にはその権利と自由の裁判による保護が保障される」(憲法46条第1項)。そして、「国家権力機関、地方自治機関、社会団体および公務員の決定ならびに行爲(もしくは不行爲)に対しては裁判所に不服申し立てができる」(同第2項)とされたのである。

憲法規定に対応して1993年に「市民の権利と自由を侵害する行爲および決定に対する裁判所への不服申し立てに関する」法律²³⁾が制定され、国家機関や公務員のあらゆる行爲および決定に対し裁判所に不服申し立てを行い、それによって権利と自由を護ることが可能とされた。市民は身柄の拘束から税額の変更に至るまでの行爲に対する不服申し立てを裁判所に行い、訴えられた機関と個人は文書によって自己の行爲(不行爲)の法律適合性を証明すべき訴訟上の義務を負うものとされた。逆に市民は、不当な行爲のあった事実を論証するだけでよく、その行爲等が法に反するものであることは証明の必要がないのである。

同様に、95年7月に公布された「捜査活動に関する」法律²⁴⁾も捜査段階における裁判所の関与を格段に拡大していた。

ところで、刑事手続きの改革の基本方向が当事者主義の確立ということであれば、本来、予審制度そのものの廃止が課題となるはずである。が、この間の刑事訴訟法典の改正の動きの中で、そのことは提起されていない。問題となっているのはその改革だけである。このことは、改めて、ソビエト型の予審制度が大陸型職権主義の手続き構造における予審制度とは異なり、強化された捜査の一形態であったことを示しているであろう。未だ審議が継続している刑事訴訟法典草案ではこの点につき現行制度の維持が予定されており、「司法改革の構想」が打ち出した、独立した予審委員会の設置という方向も採用されていない。

そして、市民の人身の自由に大きくかかわるのが、公判前手続きにおける防禦権の保障である。憲法49条は明確に、「犯罪の実行につき訴追されている者は、連邦の法律に規定された手続きに従ってその有罪が証明され、裁判所の判決の法的効力が確定されるまでは、無罪とみなされる。」と、無罪の推定原則を宣言したが、そこからは、検察側と対等な立場での弁護側の防禦権行使の重要性が導かれる。しかし、捜査・予審手続きは本質的に密行して進められることが多く、また警察機構に支えられた捜査官や予審官に対抗して弁護側が十分な公判準備の活動を進めることも容易ではない。

以下に、この領域に新規にもたらされためばしい変化、原則の変更を見ておくこととしよう。

先に見たとおり、ソビエト刑事訴訟法上の公判前手続は、西側諸国のそれと類似する制度

23) «Ведомости Съезда народных депутатов РФ и Верховного Совета РФ», 1993, No. 19, ст. 685.

24) СЗ РФ, 1995, No. 33, ст. 3349.

を含みつつも、固有の特徴を持つ構造のそれであった。何よりも、身柄保全をはじめとする強制処分のサンクションを与え、それらの合法性を保障する機関として、裁判所ではなく検察庁をあてるという対応が問題の焦点となろう。

この問題について、1993年のロシア連邦憲法は180度の転換を行い、捜査・予審段階での裁判所のコントロールを基本的なものとした。その端的な表れが、逮捕・勾留を裁判所の決定にもとづいてのみなされると定めた憲法22条第2項である。「勾留、拘禁および収容は、裁判所の決定によってのみ許容される。逮捕は裁判所の決定以前に48時間を超えてはならない。」と明確に規定する。このような憲法の態度は、国際人権規約9条第3項の規定「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。」を強く意識したものであると説明されるが、従来の手続が形式上この規定に反していたわけではない（ソビエト＝ロシアの検事は司法官ではないとして、これに反対する見解もあるが）。より独立性・中立性が大きいとみなされている裁判所に手続を移し、期間も24時間短縮したということである。

ところが、ロシア連邦憲法の第2編・付則および経過規定には、次のように述べられている。「ロシア連邦の刑事訴訟立法がこの憲法の規定に従い改定されるまでは、犯罪の実行が疑われる者の勾留、拘禁および逮捕に関する従前の手続が維持される」。つまり、何時ともはつきりしない将来のその時まで、憲法22条第2項は単なる空文句にとどまるということに他ならない²⁵⁾。

しかし、勾留の決定およびその期間延長の決定に関してのみは、妥協的に、92年5月23日の一部改正により補充された刑訴法典220条の1で、裁判所への不服申し立てを新たに認めたのである。

同条第1項は、「捜査機関、予審官、検事による身柄保全処分としての拘禁の適用ならびに拘禁期間の延長についての不服申し立ては、拘禁されている者、その弁護人もしくは法定代理人により、直接または捜査担当者、予審官もしくは検事を通じて、裁判所に対しなされる」と規定している。

また第2項以下によれば、勾留施設管理者は裁判所に宛てた被拘禁者の不服申し立てを受け取ったときには、検事にそのことを通知するとともに、可能な限り早く、おそくとも24時間以内にそれを裁判所に送付しなくてはならず、捜査担当者、予審官もしくは検事が被拘禁者の不服申し立てを受領したときも24時間以内に、勾留の適法性を裏付ける資料を添えて、

25) この点について、単に89条の規定から裁判所以外の諸機関を削除するという簡潔な一部修正法で十分であり、必ずしも新しい刑訴法典の制定を待つ必要はないという意見もある。Дмитриев Ю.А., Защита конституционных прав граждан в уголовной и конституционной юстиции, «Госуд. и право», 1999, No. 6, стр. 158.

これを裁判所に送らねばならないとされている²⁶⁾。

次いで220条の2によれば、裁判所は上の不服申し立てを受け取った日から3昼夜以内に、勾留の適法性と必要性について非公開の法廷において審理を行うこととされている。審理には検事、もし弁護士が付されていれば弁護士、被勾留者の法定代理人が参加し、被勾留者も出廷する。審理の結果裁判官は、申し立てを認め勾留を取り消すとともに申し立て人を釈放するか、申し立てを却下するかの決定を、理由を付して行うのである²⁷⁾。

以上のように、勾留の決定および期間の延長の承認を誰が与えるかという決定的な問題について、憲法の規定に反する状態が続いているのであるが、その他方において、未決拘禁の具体的な内容については1995年7月に「被疑者・被告人の勾留に関する」法律が制定されている。この法律はソビエト時代の旧法21に比べ被疑者・被告人の権利保護にむけ大きく前進したとされ、それに対応して刑事訴訟法典の関連する条項に一連の修正・補充がなされた²⁸⁾。

まず、従来は未決拘禁中の者の権利侵害を防止する責任を負っていたのは裁判所と検事のみであったのに対して、未決拘禁施設の長が加えられた。刑事訴訟法典11条に補充された第3項によれば、未決拘禁施設の長は被疑者・被告人の拘禁期間の終了する24時間前までに事件を担当する公務員または管轄する機関ならびに検事にその事実を通知する義務があり、さらに第4項では、勾留期間の延長あるいは釈放などについてのしかるべき決定が通知されない場合に、未決拘禁施設の長が自らの決定により被疑者・被告人を釈放するものとした。

また重要なのは被疑者・被告人の面会権の拡大である。この点について、かつて刑事訴訟法典には弁護士が被告人と制限なく面会することを許容する規定がなく、旧51条には一般的に弁護人の被告人との面会（単数）の権利が述べられ、202条では捜査の終結にともない資料が開示される時に被告人と2人だけで面会（単数）することが認められていたに過ぎなかった。この点については92年5月の段階で刑事訴訟法典の一部修正がなされ、弁護人の権利として制限が外され、そしてやっと96年の6月になって、被疑者と被告人の権利として、弁護士と回数および時間の制限なく面会することが認められたのである。同時に、彼らが肉親その他の者と面会する権利を持つことも明確にされた（46条第4項、52条第3項）。

さらに、法典96条に第6項が補充され、刑事事件を担当する公務員もしくは機関は速やかに被疑者もしくは被告人の所在場所あるいはその移動先について彼の肉親の一人に通知しなくてはならないとされた。このような規定の持つ重要な意味については、あらためて述べる必要もないであろう。

26) しかしこれらの条項に関しては、それが不服申し立ての権利を持つ者を制限している点において憲法46条、19条、21条、22条に反していると、ロシア連邦憲法裁判所が95年5月3日の決定で判断している。

27) 司法統計の速報値によれば、99年には約8万5千件の不服申し立てが裁判所にあり、その約40%が釈放されている。《Российская юстиция》，2000，NO. 3，стр. 3.

28) Федеральный закон от 15 июня 1996 года, N 73-ФЗ.

これらと比べ複雑な経過をたどったのは勾留期間の問題である。

先に述べたとおり、現行刑事訴訟法典は当初、勾留期間を原則2ヶ月とするとともに、その延長を各級の検事の権限にかからしめ、最も長い場合にはソ連邦検事総長の承認により9ヶ月まで延長できるとしていた。しかし実際には法規定にもかかわらず、当時の最高権力機関であるソ連邦最高会議幹部会の個別決定により、勾留期間は無期限に延長されていた²⁹⁾。やっとペレストロイカ期の1989年になってこのような事態に終止符が打たれるとともに、刑訴法典97条2項が改正され、ソ連邦検事総長の決定があれば勾留期間の上限は18ヶ月まで延長することができることとされたのである。このときにはさらに同条に第5項が加えられ、被告人とその弁護人とが開示された事件資料を検討する時間はこの勾留期間に算入されないことが明らかにされてもいた。—結局、実務と妥協する方向での法規定の整備が行われたのである。

96年6月13日、憲法裁判所は第5項との関係で刑訴法典97条を憲法規定に反するものとし、6ヶ月後の12月13日までに必要な法改正措置をとることを命じた。この期限には僅かに遅れたが、年末12月31日に大統領の署名を得た刑事訴訟法典の修正・補充法は、連邦の消滅にともない改組された検察機構に合わせて勾留期間の延長に承認を与える検事の名称を改めた上で(ロシア連邦検事総長の許可があれば最高18ヶ月まで)、さらに、勾留期限内に被告人とその弁護人とが開示された事件資料を検討することができない場合、または彼らが予審の補充を要求する場合には、裁判所の決定で勾留期間をさらに6ヶ月延長できる旨定めたのである(97条第5項・第6項)。法律により許される勾留期間の最長期は、今や、2年となった。

重要な変化がもたらされたのは、また、被疑者・被告人の防禦権の保障の中核をなす、事件への弁護人の参加時期についてである。92年5月23日の刑事訴訟法典一部改正法によりその47条は全面的に改正され、従来の「捜査・予審の終了時」を原則とする態度から大きく変更され、告発の提起に先だって被疑者が逮捕もしくは勾留された場合には、彼に逮捕状もしくは勾留決定が提示された時から弁護人の参加を認めることとされた。捜査弁護の承認に踏み切ったのである。この点は翌年の憲法においても確認されている³⁰⁾。「逮捕された者、勾留された者、犯罪の実行につき訴追されている者は、その逮捕、勾留もしくは告発提起の時から、弁護士(弁護人)の援助を受ける権利を有する。」(憲法48条第2項)。

これに対応して、弁護人の権利も拡大された。弁護人は被疑者・被告人に有利な事情を明らかにするために法律上許されたあらゆる手段を用いて活動することを義務付けられているが、修正された法典51条ではきわめて具体的に、弁護人が被疑者・被告人と回数と時間の制

29) Савицкий В.М., Последние новеллы УПК: порядок и сроки содержания под стражей, «Российская юстиция», 1997, No. 5, стр. 17.

30) ロシア連邦憲法裁判所は最近、刑事訴訟法典47条第1項が事件への弁護士(弁護人)の参加を逮捕状ないし勾留決定の提示後としていることを憲法48条等に反するものとし、しかるべき法律改正がなされるまでは、憲法48条第2項が直接に適用される旨決定した。Постановление Конституционного Суда Российской Федерации от 27 июня 2000 года N 11-П.

約なく面会し（既述）、その取調べに同席し、逮捕状もしくは勾留決定を確認し、捜査員もしくは予審官に質問し、捜査・予審の記録を検討し、証言や資料を検討するなどの権利を持つことが確認されている。

たしかに新しい刑事訴訟法典ははまだ登場していないのであるが、以上に見てきたような公判前手続きの変化の中に、すでにその本質的な特徴が示されていると言えよう。それは、合法性の担い手としての検事の全能に期待した後見者的な刑事手続きからの離脱であり、当事者主義と令状主義を核心とする新たなそれへの移行である。

6 検事監督制度の将来—むすびにかえて

法治国ロシアの確立のかぎを握るのは検事監督制度の帰趨であり、したがってそれを巡る厳しい論議が長引くことは当然である³¹⁾。

ソ連邦の崩壊とロシア連邦の発足という事態の推移にともない、1979年のソ連邦検察庁法を基礎に、しかし新規の法律として「ロシア連邦検察庁法」が制定され（1992年）、95年、97年、99年には大掛かりな改正をほどこされた。いずれの法律でも、それまでの批判の論議にもかかわらず、またこの間に成立したロシア連邦憲法（93年）が検察機構に関しわずかに1ヶ条だけを裁判所に関する章の中に置き、その権限や機能については全て法律に委ねて、明らかに検察制度を縮小する方向を明確にしていたにもかかわらず、新しくなるほど検察機構は強化され、一般監督制度も維持された。「連邦の省および官庁、連邦を構成する各主体の代表（立法）機関および執行機関、地方自治機関、軍事行政機関、監督機関、それらの公務員による法律の執行、ならびにそれらにより発せられる法的文書の法律適合性」を対象として、検事は監督権限を持ち、必要な場合に異議申し立て（プロテスト）を行い、意見を述べ、公務員の法違反に対し刑事事件もしくは行政処分手続きを提起することができるのである（ロシア連邦検察庁法21-25条）。しかし、このような法規定の残存にもかかわらず、ロシアの検察制度が新たな条件の下でも「合法性の守護者」としての地位を保持しうるかという問いへの回答は、長期的に見たときには明らかに消極的なものとならざるをえない。

しかし、短期的には、このような検事監督制度はなお維持され、むしろ部分的には強化されていくであろう、と考える。その理由ないし背景としては、プーチン大統領の誕生（2000年4月）以降この国で顕著となっている大ロシア主義的な動き、それと結びついた中央集権的な法治国家の樹立と統治能力の回復への動きが重視されなくてはならない。その心理をよく示しているのはプーチン大統領が就任前に明らかにした「ミレニウム論文」（99年12月31日）

31) 基本的な問題状況を示すものとして、さしあたり、参照、小田博「『法治国』ロシアにおける検察制度」（松尾浩也先生古稀祝賀論文集 下巻 [有斐閣・1998年] 所収）が参考となる。

に開陳されているロシア観である³²⁾。この論文の中でプーチン大統領は、ロシアの伝統的価値としての「愛国心」、「大国としての地位」、「国家の強権[Государственничество]」（国家こそが秩序の源泉、保証人であり、またあらゆる変革の創始者にして主たる動力である）、「社会的連帯」（個人主義の否定）を強調し、ロシアが西欧諸国とは異なった道を進むことを宣言した。この基本的立場に、さらに、ロシア連邦が分散化の危機に瀕しているという認識が加わるとき、1922年のレーニンの対応と同様、検事監督制度の強化こそが最適の選択肢として立ちあらわれることは必然である。

2001年1月、クレムリン大会宮殿で開催された全ロシア検察活動家大会の席上、プーチン大統領は検察機構の活動を賞賛し、「広範な機能と強力な監督権限が検察庁をして、国内における弱体な合法性と法秩序の遵守機関を埋め合わせるものとしている」のだと述べ、検察機構への信頼と依存の姿勢を露わにした。さらに検察官の増員についてまで述べた大統領の発言によって、大会宮殿はあたかも祝賀興行の様相を呈し、ウスチノフ検事総長は高らかに、もはや検察機構の改革はおわったと宣言したのである³³⁾。同年5月に人権団体<ヘルシンキ・グループ>が大統領宛てに「検察幹部の入れ替えなしには司法改革もない」と呼びかけた³⁴⁾、同様の論調の記事もマスメディアに登場するが、もはや影響力は大きくない。流れは決したのである。そして、概して言えば、検事監督の問題への社会的な関心は近時薄れつつある。

この次に検事監督制度が論議の対象となるのは、おそらく、最近にロシア議会の下院を通過したと伝えられる新しい刑事訴訟法典の登場の後であろう。われわれもまた、その具体的な検討が可能となる機会を待つこととしよう。

32) Владимир Путин: Россия на рубеже тысячелетия, Российская Газета, 31 дек. 1999 г.

33) См. «Политика и общество», No. 3, 12 января 2001 г. (<http://www.vremya.ru/2001/3/2/6411.html>-visited 14 Oct. 2001)

34) Судебной реформы не будет без смены руководства Генеральной прокуратуры. (<http://www.hro.org/editions/chronic/n77/7713.html>-visited 21 Sep. 2001)